

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監6の第7号

監 査 の 対 象：令和5年度監査委員監査 区役所附設会館等予約システム及び公害健康被害補償システムにおける情報セキュリティ対策に関する事務

所 管 所 属：健康局

通知を受けた日：令和6年4月22日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2 (1)	(1) ウイルス対策ソフトの更新については是正を求めたもの ウイルス対策ソフトの更新状況について確認したところ、次のとおりであった。 ・ウイルスチェック用のソフトウェア及びパターンファイルの更新について、令和4年1月の機器更新以降実施されていなかった。 【指摘事項】 健康局は、ウイルスチェック用のソフトウェア及びパターンファイルについて定期的な更新を行うことができる仕組みを早急に構築されたい。	・保守委託業者のサポートを得て、ウイルスチェック用のソフトウェア及びパターンファイルを入手し、手動による更新作業について、令和5年11月17日、及び令和6年2月7日に実施した。 ・定期的な更新を行うことができる仕組みを構築するため、令和6年3月に更新作業にかかる手順書及び管理表を作成した。また、作成した手順書に基づき実際に更新作業を実施した。今後も、四半期（5月・8月・11月・2月）ごとに更新作業を実施するよう、管理表を活用し、業務管理者による進捗管理のもと運用していく。 ・また、再発防止策として、事務を所管する（保健所管理課審査・給付グループ）職員全員に、令和6年1月15日～26日に、今回の監査結果を踏まえた内容により情報セキュリティ研修を実施した。令和6年度以降も、毎年度当初、担当者向けに情報セキュリティ研修を実施することで、情報セキュリティに対する意識の向上を図った上で、システムのセキュリティ対策に取り組んでいく。	措置済	令和6年3月7日
2 (2)	(2) 記録媒体の管理について改善を求めたもの 記録媒体の管理状況について確認したところ、次のとおりであった。 ・保有する記録媒体（USB）5本のうち4本については、担当課において受渡簿を作成することで、受け渡し相手方、日時等については一定の管理を行っていたものの、情報セキュリティ責任者への報告・管理簿への登録がされないまま、日常的に利用されている状況であった。 ・保有する記録媒体（USB）5本について、ウイルスチェックが実施されていなかった。 【指摘事項】 健康局は、本市対策基準や記録媒体に関する情報セキュリティ対策の趣旨を踏まえた上で、当該システムにおいて保有する記録媒体を速やかに管理簿へ登録し、ウイルスチェックを徹底するなど適切な情報セキュリティ対策が確保できる仕組みを構築されたい。	・保有する記録媒体（USB）のうち未登録の4本については、令和5年12月5日に管理簿への登録を実施した。 ・記録媒体（USB）のウイルスチェックについて、庁内情報利用パソコンにインストールされているウイルス対策ソフトを使用し、令和5年11月14日よりウイルスチェックを実施し、使用簿に記録する仕組みを構築し、運用している。 ・当該記録について、令和5年11月分～令和6年1月分については、情報セキュリティ責任者が定期的な確認（毎月1回）を行い、確認した旨を使用簿に記載することで記録として残した。さらに、令和6年2月から、使用簿の様式を改訂し、情報セキュリティ責任者が使用毎に確認・承認を行う仕組みに変更し、運用している。 ・また、再発防止策として、事務を所管する（保健所管理課審査・給付グループ）職員全員に、令和6年1月15日～26日に、今回の監査結果を踏まえた内容により情報セキュリティ研修を実施した。令和6年度以降も、毎年度当初、担当者向けに情報セキュリティ研修を実施することで、情報セキュリティに対する意識の向上を図った上で、システムのセキュリティ対策に取り組んでいく。	措置済	令和6年2月1日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2 (3)	(3) 運用保守業務委託における事業者の管理・監督について改善を求めたもの 事業者から提出された業務計画書等を確認したところ、次のとおりであった。 ・健康局は、毎月開催される定例会で事業者から業務報告を受けることで、障害管理等が一定実施されていることを事後的には確認していたものの、業務実施前に提出される業務計画書には、障害管理や障害保守などの実施方法、内容、実施サイクル、対応策、報告等の詳細についての記載がなく、事業者が実施すべき保守業務の内容・手法等が明確になっていなかった。 【指摘事項】 健康局は、事業者に対し、仕様書に基づく業務計画書の作成・提出を求め、障害管理の方法や内容などの業務要件の詳細を承認し、業務計画書に基づき事業者を適切に管理・監督されたい。	・令和6年4月9日に事業者から仕様書に基づく障害管理等の方法や内容などの業務要件の詳細を示した「業務計画書」の提出を受けた。この内容について、仕様書で示す項目が詳細に記載されており、適切であることを確認した。 ・今後、毎月実施する定例会等において、「業務計画書」に記載された保守等の実施状況を報告させることとし、委託業者に対する適切な管理・監督を実施していく。 ・令和7年度以降も、委託業者との間で、保守内容や実施サイクル等について十分に協議を行った上で、仕様書に基づいた「業務計画書」を提出させることとする。	措置済	令和6年4月9日